

商法 Chapter 1

Date
/Date
/Date
/

個人の商人が選任する支配人に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 支配人は、商人に代わってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、また、支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 2 支配人の代理権が消滅したにもかかわらず、その旨の登記をしていないときは、当該商人は、代理権の消滅を知らなかった第三者に対して、代理権の消滅を対抗することができない。
- 3 商人が、支配人でない支店の使用人に支配人の肩書きを付与した場合、当該商人は、その使用人が支配人であると重大な過失なく信じて当該使用人と契約を締結した第三者に対して、当該契約の無効を主張することができない。
- 4 判例によれば、営業所としての実質を備えていない場所を営業所と称し、その場所に置いた使用人に支配人類似の名称を付した場合、当該使用人は、いわゆる表見支配人に該当し、原則として、当該場所の営業に関して一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなされる。
- 5 支配人は、商人の許可を受けなければ、自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をすることや、他の商人又は会社の使用人となることができない。

正解

4

[商法総則・商行為] 支配人

1 妥当である

支配人は、商人に代わってその営業に関する**一切の裁判上又は裁判外**の行為をする権限を有する（商法21条1項）。また、支配人の代理権に加えた制限は、**善意の第三者**に対抗することができない（同条3項）。

2 妥当である

商人は、支配人の**代理権が消滅**したときは、その**登記**をしなければならない（同法22条後段）。そして、登記の**後**でなければ、これをもって**善意の第三者**に対抗することができない（同法9条1項）。

3 妥当である

商人の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該営業所の営業に関し、相手方が**悪意・重過失**である場合を除き、**一切の裁判外**の行為をする権限を有するものとみなされる（表見支配人同法24条）。したがって、本肢の場合、商人は、その使用人が支配人であると**重大な過失なく信じて**当該使用人と契約を締結した第三者に対して、当該契約の無効を主張することができない。

4 妥当でない

肢3の解説のとおり、商人の**営業所の営業の主任者**であることを示す名称を付した使用人は、当該営業所の営業に関し、相手方が**悪意・重過失**である場合を除き、**一切の裁判外**の行為をする権限を有するものとみなされる（表見支配人同法24条）。判例によれば、ここでいう営業所とは、商法上の**営業所としての実質を備えているもののみを指称**すると解するのを相当とするから、このような実質を欠き、ただ**単に名称・設備**などの点から**営業所らしい外観を呈するにすぎない**場所の使用人に対し支配人**類似の名称**を付したからといって、**商法24条の適用があるものとは解されない**（最判昭37.5.1）。したがって、本肢の使用人は、表見支配人には該当しない。

5 妥当である

支配人は、商人の許可を受けなければ、自ら営業を行うこと（同法23条1項1号）、自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をすること（同項2号）、他の商人又は会社の使用人となること（同項3号）等ができない。

以上により、妥当でないものは肢4であり、正解は4となる。